

食品に関するリスクコミュニケーション

—こんなこと聞いてみたかった、農薬のこと—

平成20年11月18日（火） 13：58～16：33

プラザエフ 「クラルテ」

主催：食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、全国消費者団体連絡会

午後1時58分 開会

○司会（小平） 皆さん、こんにちは。長い時間、お待たせいたしました。

本日は、本当にお忙しいところ、お集まりをいただきましてありがとうございます。

ただいまより、「食品に関するリスクコミュニケーション—こんなこと聞いてみたかった、農薬のこと—」を開催させていただきます。

今日の進行役を務めます食品安全委員会事務局の小平と申します。よろしくお願いいたします。

まず、資料の確認をさせていただきたいと思います。

袋の中に入れております資料をご確認ください。「ご来場の皆様へのお願い」という紙、「配布資料一覧」が入っております。さらに、今日の内容、「こんなこと聞いてみたかった、農薬のこと」ということで、ご登壇いただく方のお名前が入っております。その裏に、今座られている方がどこに座っているかという座席表があります。

それから、「パネリスト プロフィール」、今日使う資料、最後にアンケートが入っております。もし足りないものがございましたら、係のほうによろしくお願いいたします。

今日は、あいさつを抜きに、この会の進め方を簡単にご紹介させていただきたいと思います。

今日は、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、全国消費者団体連絡会の共催によりまして、農薬に関する皆様の質問や疑問に答えるということに主眼を置いて、参加者が農薬についてわからないこと、聞きたかったことを聞ける場を目指して、開催をいたしました。今日の意見交換会で取り上げる農薬に関する話題につきましては、事前に食品安全委員会のホームページなどを通じてご質問やご意見を伺った内容、さらに、これに加えて、これまで「食の安全ダイアル」に寄せられた内容、また、食品安全モニターさんからいただいた内容、これまでに意見交換会などでいただいた内容をもとに整理をしてみました。

前に出ておりますが、皆さんからいろいろなご意見、ご質問などをいただいておりますけれども、今日は時間の関係もありまして、9つの質問に集約してございます。読み上げてみます。

（パワーポイント2、3）

- 1、どうして農薬が必要なのか？
- 2、農薬の安全性はどのようにして確保されているのか？

- 3、食品の基準値はどうやって決めているの？
- 4、ふつうの食事から、どのくらいの量の農薬を食べているの？
- 5、農薬を使う時の基準はどうなっているの？
- 6、生産農家の方は農薬を使用する時、どんなことに気をつけているの？
- 7、海外では日本で使用されていない農薬が使われているようだけど、そんな農薬が使われた作物を食べても大丈夫なの？
- 8、残留基準をオーバーしていたということが、マスコミで報道されることがあるけど、行政の監視はどのようになっているの？

9、残留基準値を超えたものは、危険なの？
といった形で整理をさせていただいております。これに、前のパネリストの方々が答える形で議論を進めていきたいということでございます。

それでは、本日のパネリストの皆様をご紹介させていただきます。

今日の進行役として、全国消費者団体連絡会事務局長の阿南 久さんにファシリテーターをお願いしております。

それから、ちょっと飛びますけれども、株式会社アジア食品安全研究センター技術顧問の佐藤元昭さんです。

群馬県健康福祉部食品安全局食品安全課次長の須野原 修さんです。

全農グループ茨城・県域営農支援センターの澁谷栄一さんです。

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課課長補佐、東野正明さんです。

農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室課長補佐、堀部敦子さんです。

そして、左側にもう一度戻りまして、食品安全委員会の長尾 拓委員です。

それでは、これからの進行を、16時半までということで、ファシリテーターの阿南さんにマイクをお渡ししたいと思います。よろしく申し上げます。

○阿南 皆様、こんにちは。

きょうは、今、小平さんから説明がありましたように、消費者の素朴な疑問や質問から組み立てるリスクコミュニケーションということでございまして、これまでのやり方とは形が少し変わった進行になっております。疑問から組み立てて、消費者参加でやってみようということで、このような組み立てにいたしております。ぜひよろしく願いいたします。

今説明にありましたように、9つの質問について、みんなで考え合っていきたいと考えております。

では、早速入りたいと思いますが、この9つの質問ということですが、実際には似たような質問やご意見もあったということですので、似たようなものについては、それぞれの質問の中でご紹介していきたいと思っております。

きょうの進め方ですけれども、時間が4時半までということですので、質問の6つ目のところまで壇上で話を進めていきまして、6つが終わったところで、会場の皆様からもご意見やご質問を伺いたいと思います。その後、休憩を少しとり、後半、7つ目以降の質問で始めて、9個目の質問まで進めていきたいと思っております。また、そこで再び会場の皆様からご意見をお伺いするという形で進めたいと思っております。よろしく願いいたします。

(パワーポイント4)

では、スライドですが、まず1つ目の質問になります。「どうして農薬が必要なのか？」ということ。そもそも農薬が必要なのかどうか。今、農薬を使っていない野菜などが売られていますので、そういうものを探して食べられる消費者も多いわけですけれども、ここについて説明をいただきたいと思います。

ほかにも、「農薬を減らす工夫はしているのか?」とか、「できれば、農薬が使われていないものを食べたい」、また、「農薬は1種類でどんな害虫にも病気にも効果があるのか?」というふうな質問が出されております。

では、まずなぜ農薬を使うのか、使わないことができるのかどうか、減らすことは可能なのかどうかということについて、農林水産省の堀部さんに最初お願いしたいと思います。

○堀部 皆さん、こんにちは。農林水産省農薬対策室の堀部と申します。

最初の皆様のご質問にお答えするというので、まずどうして農薬が必要なのかということについて簡単にご説明をしたいと思います。

(パワーポイント5)

どうして農薬が必要なのかということを考える前に、まず、農薬ってなんだろうということについて簡単にご説明をしたいと思います。

農薬というのは、大前提として、農作物等に使用するもの。ここに「等」が出てくるのはお役所っぽくてよくないかなとは思いますが、例えば街路樹、樹木ですとかそういうものを含むので、畑に植わっている農作物だけではないという意味があつて、「等」

というおまけがついていますが、基本的には、畑などに植わっている農作物、それに関連するものに使うものだけを、農薬として定義します。したがって、そもそも農作物に使用しない、家庭の害虫に使うような薬剤は農薬の範疇から外れているということ、まず頭に入れていただきたいと思います。

農薬は農作物に使用するものなのですが、大きく分けて3つのグループに分類をして整理をしてみました。

1つは、病虫害の防除のために使う薬剤で、例えば用途別に、虫を殺すための殺虫剤、あるいは病気を引き起こす菌を殺す殺菌剤、田んぼとか畑の周りに生える草を枯らすための除草剤、これがちょっとおもしろい使い方なんですけれども、害虫をおびき寄せて、その下で捕まえてしまうための誘引剤、それから交信かく乱剤は、例えば雄と雌が交信をするのを遮ることによって害虫同士がおびき寄せるのを防ぐといったことに使うといったようなものです。

もう1つ、植物の成長を早めたり遅めたり、そういう植物の作用を調節するための薬剤。例えば根が張るのを促進する発根促進剤、実がつくのを促進するための着果促進剤、あるいはブドウの中で種なしブドウというのをご存じかもしれませんが、種なしブドウをつくる時にジベレリン処理をしますというのを、お聞きになったことがある方もいらっしゃるかもしれません。そういう種をなくするための無種子果剤といったような、植物の成長を早めたり遅めたり、あるいは機能をとめたりといったようなことに使う薬剤。

もう1つ、病虫害の防除に利用する、ここまでは同じなのですが、今度は薬剤ではなくて天敵です。こういうものも農薬の種類の中に含まれています。例えばガとかチョウの幼虫、イモムシに寄生をするハチ、アブラムシを食べてしまうテントウムシ、これがおもしろいのですが、ダニがダニを食べる、ダニを殺すためにダニを使うのですけれども、カブリダニ類といったようなもの、そして、昆虫に病気を引き起こす昆虫ウイルス、こういうようなものを使う。ですから、いわゆる化学的な薬だけではなくて、天敵、生きたものも使って防除をすることがある。大きく分けてこういうようなものが、農薬に含まれています。

(パワーポイント6)

では、「どうして農薬を使うの?」、文字ばかりのスライドになってしまって申しわけないのですが、大きく分けるとこのぐらいの種類に分かれるかなと思っています。

一番大きいのは、農薬は農業に使うものですから、農作物を病虫害の被害から保護して、

それなりの収量を上げるために使う。もう1つ、先ほどのような農作物の生理機能に作用することによって、農作物をいい品質に保つためのもの。それから、後でデータは出てきますけれども、手作業で草取りをするのではなくて、除草剤をうまく使うことによって、例えば労働力を軽減することができる。もう1つ、病気の中に、例えば作物にかびが生えることによって、そのかび自体ではなくて、かびがつくる毒、かび毒ですね。最近出てきていますアフラトキシンなどというのがいい例かと思えますけれども、アフラトキシンはヒトに健康影響が起こるわけです。そのかびがつくる毒を抑えるために、もともとからかびを生やさないことによって、結果的にかび毒をつくらない。これは何かというとヒトに健康被害が生じるのを防ぐ。

大きく分けるとこのような4つぐらいの役割で、農薬を使うということになろうかと思えます。

(パワーポイント7)

では、仮に農薬を使わないとどうなるか。例えばこちらの例はトマトの苗木だったのですけれども、菌がついてしまって、疫病という形で枯れてしまった。あるいは、ちょっと生々しくて気持ち悪いかもしれませんが、リンゴについてのシンクイムシという虫で、せっかくなったリンゴの実がぼろぼろになってしまった。

(パワーポイント8)

あるいは、キャベツの畑。農薬を使った場合と使わない場合で、よく出てくる写真かもしれませんけれども、イモムシなどに食べられてしまってぼろぼろになってしまう。この場合ですと、例えばぼろぼろになって葉っぱに穴もあいてしまいますし、全体の収量としても約3割低下をするというようなことが起こります。

(パワーポイント9)

先ほど、もう1つお話をした労働時間ですけれども、例えば1949年、戦後すぐのころに農業にかかっていた時間、10アール当たり大体220~230時間ですね。そのうち除草という草取りの作業にかかっていた時間が50時間ぐらいありました。いい——いいという表現が適切かどうかは別にして、除草剤をうまく使うことによって、草取りという作業にかかる時間が減り、総労働時間としてもどんどん減少してきている、こういうデータもございます。

(パワーポイント10)

では、農薬を使わずに作業できないのか。生産者の方々も、当然ですけれども、過剰に

農薬を使って農業生産をすることがいいと思っているわけではありません。自分たちもできるだけ農薬を減らしながら、でも必要なところは使いながら進めていくということに取り組んでいただいています。

具体的には、最近、農林水産省も取り上げて進めているのが総合的病害虫・雑草管理（IPM）と申しておりますけれども、まずは、病害虫とか雑草が発生しにくい環境をつくりましょう。どんな品種を選ぶのかとか、天敵をうまく使うとか、輪作をうまく使うことで病気の発生をできるだけ抑えるといった予防を最初に考える。

予防を考えた上で、圃場をよく観察しつつ、あるいはことしはこんな病気が出そうですよといった発生予測の情報をうまく使いながら、防除をしなければいけないのかどうか。あるいは、いつ防除をするのが適切かをきちっと判断する。

その上で、どうしても経済的に被害が出るだろうと判断された場合には、いろんな手法を使いながら、きちんと防除をする。こういう総合的な体系をうまく使うことによって、農薬だけに頼らない、でも、経済的にも損害を生じないような生産をちゃんと組んでいこう。この防除の場合には、当然農薬を使うこともありますけれども、先ほど申し上げたような天敵をうまく使うとか、あるいは物理的に粘着板、年配の方ですと、ハエ取り紙とかいうのをご存じの方がいらっしゃるかもしれませんが、そういうものに似たものをハウスの中にひっかけることによって虫をとってしまおうというようなことも使いながら、総合的に防除をしていこうということになっています。

（パワーポイント 11）

でも、農薬って安全なんですかということに関しては、農林水産省は農薬登録制度を持っておりまして、登録のない農薬は、農場では使えません。農薬を登録する際には、非常に細かい、これは60項目ぐらいになるのですが、安全性、環境への影響、その他、残留ですとか、水産動植物への影響といったようなことについて詳しく検査をした上で、登録をしています。

（パワーポイント 12）

このスライドに関しては、後ほどまだ食品安全委員会のところでもご紹介があろうかと思いますが、各省が連携をしながら登録に向かっては厳しい審査をしているということだけ、まずご理解をいただければと思います。

○阿南 ありがとうございます。

今日は、自治体からの参加として、群馬県から須野原さんにお越しいただいております

ので、群馬県の取り組みについてお知らせ願いたいと思います。

○須野原 ただいまご紹介にあずかりました群馬県食品安全課の須野原といいます。

今日は、私のほうから、地方行政が取り組んでいる事業を少し紹介させていただければと思います。

(パワーポイント 13)

これからご説明いたしますのは、農薬使用理解促進事業です。

そもそもこの事業を行おうとしたきっかけなのですけれども、ご承知のとおり、食に対するアンケートをとったりいたしますと、残留農薬に対する関心は常にトップか、または2番目ぐらいに挙がってくる、関心の非常に高い項目にあるかなと思います。情報は非常にあふれているのですけれども、では、消費者を含めて関係者の人に正しい理解が十分に行き渡っているのかといいますと、なかなかそうではないような状況がありまして、例えば基準違反があったということになりますと、生産者がわかっていて、その対処ができていながらもかかわらず、当該産地全体が風評被害に遭う。場合によっては農作物の廃棄といったようなことが頻繁に起こるといような状況があります。最近でも、群馬県で薬物が基準違反というのがマスコミに載った後、群馬の薬物は全体が危ないみたいな風評被害を受けたことがあるのです。私たちは基本的に食の安全を守る立場にあるのですけれども、その私たちから見ても、こういうことは少し不合理なのではないかなと感じております。

それで、農薬の正しい理解を進めていこうという中で、この事業を始めました。要は、百聞は一見にしかずということにして、農薬散布の考え方や適正な農薬使用による安全確保について、消費者が現場で体験・見学することによって、農薬に対する不安軽減を図ろうということで、5回の体験をしていただいております。それと講義です。

参加者は15名です。苗の定植、生育観察、被害状況の調査、収穫、残留農薬分析、意見交換を行いました。これは農薬散布地区と無散布地区に分けて、その比較を行うということを主な事業にしております。農薬散布地区の作付面積は135平米、無散布地区のほうが110平米という小規模の中で行わせていただいております。

(パワーポイント 14)

これは農作業をしている図ではなくて、第3回目の生育調査または被害の状況調査を、参加した人たちが行っている作業の状況です。

(パワーポイント 15)

これも同じですね。こまめに1つ1つ葉を見ながら、虫がついていないか、穴があいて

いないか、病気になっていないかというのをチェックしている図です。

(パワーポイント 16)

こういうところに害虫がついて、虫食いができているというような状況になっています。

(パワーポイント 17)

このように調査した結果、レタスとブロッコリーに分けて作付したのですが、レタスのほうでは、害虫ですとオオタバコガとかアブラムシがついていました。ブロッコリーのほうはアオムシとかヨトウムシとか、これによって黒腐病が発生しているという状況になっております。そのほかに、こんな害虫もいたという状況です。

(パワーポイント 18)

害虫にやられた農作物はこんな状況で、先ほどのスライドにもあったかと思えますけれども、やはり害虫が発生していますと、葉がかなり虫食いになってしまうという状況がよくわかるかなと思います。

(パワーポイント 19)

これはレタスの、先ほどの第3回目の調査の状況なのですが、無散布地区の虫の数を100としたときに、農薬を散布した地区の虫の数はどのくらいかという割合で示しております。明らかに差が出ているのがわかるかなと思います。虫の数に対して被害が少ないのは、農薬をまいたにもかかわらず、アブラムシが結構ついていたという状況がありまして、この差になっています。

通常ですと、虫がこれだけいると、虫が噛み切った切り傷から病原菌が入ったりして、病気が発生するので、今回はたまたまなのか、気候がよかったせいなのか、レタスについては病気の発生は確認されなかったという状況です。

(パワーポイント 20)

ブロッコリーについては、まいたところとまかないところで虫の数も、虫の被害も、顕著に差が出ております。また、ここでは黒腐病なのですが、病気の差も出ておりまして、ブロッコリーのほうは、まいたところとまかないところの有意差が顕著に出た結果になっております。

(パワーポイント 21)

これが散布地区で、こちらが無散布地区で、状況の比較はわかるのではないかなと思います。これが病気の状況です。

(パワーポイント 22)

こんな農薬を散布したのですが、その後、検査に出したのがスターナ水和剤とアフーム乳剤ですので、ここを注意していただければと思います。これは例えばレタスですと収穫14日前までまけるといいう状況になっております。

(パワーポイント23)

これを無散布地区と散布地区、両方検査したところ、適正な農薬の使用をしていれば、「検出せず」という結果になっていることがわかりました。この結果をもとに、最後の研修でいろいろと意見交換したのですけれども、やはり農薬の適正使用が非常に重要だということを消費者の方もわかっていただいて、農薬という言葉だけでむやみに不安がる必要はないという理解が進んだと感じております。

以上です。

○阿南 では、生産現場ではどうでしょうか。農薬の使用量などを工夫されているのかどうか。JA 茨城の澁谷さん、いかがでしょうか。

○澁谷 JA 茨城の澁谷でございます。今のご質問についてお答えをしたいと思いますのですが、しょっぱなから、生産現場ではかなりきつい質問になっていると思います。

(パワーポイント24)

農薬を使用しないという場合ですけれども、茨城でも試験をしております。ここに例を出させていただきましたが、秋どりのキャベツの例でいきますと、その年によって、ヨトウムシとか、鱗翅目の害虫の発生の度合いにもよりますけれども、この当時、試験をした内容では、何と90%の食害が発生したということで、これは減収率です。こういった害虫によって、10アール当たりの農家の手取り分で約90%の被害を受けてしまうということです。やはり農薬を適正に使用するというのが、今大きな課題になっております。特にこういった葉菜類の被害が一番ひどいわけですが、茨城で試験をした果菜類のトマトの場合でも、約35~40%の減収率があったということで、農薬を使わない場合の生産現場でのダメージはかなり大きいとお話ししておきたいと思っております。

その場合に、やはり問題になるのは、1つ、農家経営が成り立たないという部分が深刻だということ。それから、安定した量を市場、そして消費者の皆さんに産地から送ることができないという非常に深刻な内容を含んでいるのかなと思います。

(パワーポイント25)

これは食害の様子ですが、見るも無残な状況でございます、このようにぼろぼろになってしまうという状況でございます。

(パワーポイント 26)

そうはいいまして、農薬を減らす技術が産地でもいろんな形で進んでおります。農薬の使用を減らすという中で、特に今日は殺虫剤の部分でお話をさせていただくのですが、一概にはいえません。栽培の2つの考え方があって、防虫なり農薬の使用量を減らすという考え方があります。

1つは、栽培の空間を限定できる、閉鎖できるといった施設栽培です。もう1つが、1人だけではどうしてもやりようがない、地域全体で統一した防除のやり方をして、広域で密度を減らさなければならないといった露地栽培。2つの栽培の中からもいろいろ考えなくてはいけないというふうになっておりまして、茨城でも農薬を減らすいろんな試みがされていることを、今からご紹介したいと思います。

(パワーポイント 27)

これはJAなめがたといひまして、茨城のチンゲン菜の大産地の様子でございます。先ほど農水省の堀部さんからご紹介がありましたように、粘着シートをハウス内に入れて、ここに虫を誘引して張りつけて、ハウス内の密度を下げるということでございます。

写真からは確認ができないのですが、当然ハウスには防虫ネットが全窓に張ってございまして、入り口にもジッパー式の防虫ネットが入っています。目合いが0.8~1ミリというものが完全装備をされてございまして、この空間内での害虫の密度を下げて、農薬の使用回数を極端に減らすという対策をしております。

(パワーポイント 28)

これは、露地レタスの収穫の様子です。

(パワーポイント 29)

茨城県の県西地区で、広域で農薬を減らす試みをしているのは、先ほど農林水産省の堀部さんがお話しした交信かく乱剤、フェロモン剤です。堀部さんの説明は非常に模範的な説明でございまして、きれいな説明だったと思うのですが、これは1人の農家が使うのではなくて広域で、雌が出すフェロモンを人工的につくったものを広域で張りまして、雄を誘引して、においはするのですが、雌がいらないということで死に至る。交尾なり産卵という行為ができないということで、そのときの害虫ではなくて、どちらかという次世代からの密度を地域で大幅に下げるといったやり方が、県西地区の露地では実施されております。

(パワーポイント 30)

これはちょっと見づらくて大変申しわけありませんが、現地で行っているフェロモンディスプレイペンサーです。この紫の部分です。ブルーのは棒でございます。紫のものの中に人工的につくった雌のフェロモンが練り込んであって、これに雄が向かってくるんだけど、雌がないので当然交信かく乱、交尾ができなくて産卵ができないという結果になる内容でございます。

(パワーポイント 31)

このフェロモンには、もう1つの形態がございまして、こちらはボックスタイプです。これもボックスの中にフェロモンの成分が入っておりまして、先ほどと同じようにその中に害虫がおびき寄せられまして、この場合はもっと悲惨ですね、箱の中で死んでしまうといったケースが多い。

先ほどからお話ししたように、露地はとにかく1人ではだめです。広域で地域全体で密度を下げないと、1人、2人がやっても、周囲が開放されたステージでございますから、いつでも害虫が入ってくるということで、茨城県の県西地区の露地のレタスなり、キャベツなり、白菜の産地では、県の農業改良普及センターとかJAグループの力をかりて、こういったものを地域ぐるみで行っているということでございます。地域全体でこういった虫の密度を下げることによって、使う農薬を大幅に軽減しようという新しい試みがいろいろされているということで、そういう内容をご紹介しました。

いずれにしても、このフェロモンについては果樹なんかでも有用性が非常に確認されておりまして。農薬回数を減らす手段として、産地ではどんどん普及しているのが実態でございます。私が男だからいうのではないですけども、環境には非常に優しい資材でございますが、男にとっては、雄にとっては、非常に厳しい内容の農薬軽減剤だということでお話をしたいと思います。

以上でございます。

○阿南 ありがとうございます。なぜ農薬を使わなければいけないのか、適正管理のためのさまざまな取り組みをご紹介していただきました。

よく農家の方々の中では、自分が食べる野菜には農薬を使ってないらしいというような話が、消費者の間ではされるわけですけども、現場の作業性ですとか、私たちに必要な量の作物を確保するためには、農薬の使用も必要というご報告だったと思います。使うことと使わないことのメリット、デメリットを、私たち消費者もよく考える必要があると思いましたが、農家の方は実際はどうなんですか。

○澁谷 阿南さんもそういうふうにお考えなんですか。そうですか。

それでは、正直にお答えしたいと思うんですが、私が知る限りでは、農家の方は、穴があいたり病気になったものは出荷で取り除きますが、出荷調整時に厳しい出荷規格表というのがありまして、虫が小さく食害したものの、例えばチンゲン菜のキスジノミハムシですと1ミリぐらいの穴をあけるのですが、それが2つあっても、規格品として出荷してはいけないという厳しいものがあります。当然そういうものを農家の方が食べていると私は確認しておりますので、どうぞご安心ください。消費者と同じものを農家が食べていると私はご報告できると思います。

○阿南 ありがとうございます。

(パワーポイント 32)

では、2つ目の質問に入りたいと思います。「農薬の安全性はどのようにして、確保されているの?」ということでございます。ほかにも、「農薬の胎児や子供への影響が心配です」と、本当にそのとおりだなと思います。消費者は大人もさることながら、妊婦さんはおなかの赤ちゃんについては本当に心配ですし、小さい子供のことも非常に心配になります。このあたりも含めて、農薬の安全性について、食品安全委員会の長尾先生にお願いしたいと思います。

○長尾 食品安全委員会の長尾です。このスライドに従ってご説明をします。

(パワーポイント 33)

「農薬の評価の流れ」と書いてありますが、食品安全委員会は、食品健康影響評価をするところであります。いろんな部会がありますけれども、農薬専門調査会で農薬関係の安全性評価をいたします。

業者は、国際ルールに従ったデータをもとに農林水産省あるいは厚生労働省に申請をしまして、その安全性のところの評価、健康影響評価を私たちが担当いたします。

この結果に従いまして、パブリックコメントを4週間いたしまして、いろんな意見をいただきます。場合によっては、こちらの委員会でもう一回検討することもあります。最終的に本委員会で決定をして、厚生労働省に通知をいたします。それによって残留農薬基準の設定とか、登録とか、いろんなことが動いていくこととなります。

(パワーポイント 34)

リスク評価の進め方ですが、農薬以外にもいろいろやっていますが、それぞれ国際的なルールがあります。農薬の場合は、実験動物から有害作用を知るようになります。まず、

無毒性量 (NOAEL) を求める。それから、安全係数ですね。動物実験から人間に持っていくときに、普通 100 倍ぐらいは掛けますけれども、そういうことを決めてやります。それから一日摂取許容量 (ADI)、ヒトが一生涯摂取しても健康に影響が出ないと判断される量を設定します。これが私たちの一番の仕事になります。

(パワーポイント 35)

人間でいろいろ調べることはできないので、すべて動物で行います。これも国際的なルールが決まっております、基本的にそれにのっとって評価をいたします。こういうデータは、申請者がすべて用意してくるものであります。

急性毒性試験、慢性毒性試験、遺伝毒性、発がん性、これは動物の生涯にわたることなので、例えばネズミだと 2 年ぐらいやります。それから、繁殖毒性ですけれども、生殖能その他をやります。催奇形性の試験はウサギでやりますが、胎児への影響を調べます。そのほか、体内での吸収、代謝、その他を見ます。

これは医薬品などでもほとんど同じことがやられまして、医薬品の場合ですと、この後、人間の試験に入っていくわけですがけれども、農薬はそういうことはいたしません。

(パワーポイント 36)

ここに摂取量が書いてありますけれども、いろんな動物試験で何も作用が出ない量を無毒性量といたします。その 1/100 を ADI (一日摂取許容量) ということにして、管理機関にお返しします。そうすると、残量農薬基準、作物ごとにいろんな数値が決められます。添加物も似たようなやり方でやります。

(パワーポイント 37)

無毒性量の求め方ですけれども、これはここに書いてあるとおりです。まず、NOAEL といいますが、何ら有害作用が認められなかった用量のレベルです。マウス、ラット、ウサギ、イヌと書いてありますが、ラットが一番多いですね。催奇形性は、サリドマイドのこともあったのでウサギを使う習慣になっています。マウスやイヌについても必要に応じて使うということになっております。

例えばイヌの慢性毒性試験だと、無毒性量は 0.06mg/kg 体重/日。ADI を設定するとき、ずらっと並べて一番低い量を選びます。

(パワーポイント 38)

安全係数は、種差 10、個体差 10 として、 10×10 で 100 倍の安全性を見て数値を決めることになります。これが世界的な標準で、動物から人間、人間でもいろいろ個体差があ

りますので、それを含めて、普通はこれで行われております。国際的にもこういう状況です。

(パワーポイント 39)

一番大事な一日摂取許容量 (ADI)、ヒトがある物質を毎日一生涯にわたって摂取しても健康に悪影響が出ないと判断される量とっております。

具体的には、体重 1 kg に対しての量、普通は mg/kg 体重/日ということであらわしていきます。例えば NOAEL が 0.06 で、安全係数 100 で割ってやりますと ADI は 0.0006 とか、非常に低い量になります。これに基づいて、農林水産省と厚生労働省のほうで必要な基準を設定していくことになっております。

以上です。

○阿南 ありがとうございます。安全性を評価するときには、胎児への影響ということも試験項目として入っているということ。一生食べ続けても健康に悪影響がないとされる数値が、この ADI という数値だということでした。

(パワーポイント 40)

では、次ですが、この ADI を基本に基準が決められるというお話でしたけれども、その基準についての質問があります。それが質問 3 になります。「食品の基準値はどうやって決めているの？」という質問です。

近ごろ、基準値を超えたという話をよく聞きますけれども、これはどういうふうにして決められていくのか。ほかにも、「皮には農薬があるので厚く剥いた方が良いという声が聞かれますが、皮も利用するエコクッキングを目指したい。皮に残留農薬が多いのか、知りたいです」というご質問もありました。

これについて、厚生労働省の東野さんをお願いしたいと思います。

○東野 それでは、私のほうから、食品衛生法に基づきます食品残留農薬基準等の設定の仕方についてご説明したいと思います。

(パワーポイント 41)

皆様ご存知のとおり、食品衛生法は食品の安全を確保することを目的にしております、いわゆる飲食に起因する衛生上の危害の防止が、その目指すところでございます。この法律に基づく規格基準の 1 つに食品成分規格としての残留農薬基準がございますけれども、食品ごとに、どういったものがどのぐらいのレベルを超えて残留してはいけないという規制です。具体的には、農薬ごと、作物ごとに何 ppm といった残留基準が定められており

ます。

食品衛生法が、私どもの仕事の一番根拠になっている法律でございまして、私ども厚生労働省と農林水産省はリスク管理機関で、先ほどの長尾先生がいらっしゃいます食品安全委員会がリスク評価機関ということで、役割を分担いたしまして、食品安全委員会ではそういった物質の安全性の評価ということで、ADIを1つの指標といたしまして、健康影響評価をするということでございます。他方、私ども厚生労働省では、そのADIに基づきまして、これを具体的な残留農薬基準に落とし込む作業をしております。

では、一体どういうふうにして残留農薬基準がつけられるかということですが、究極の基本的な考え方といえましょうか、絶対押さえなければいけないポイントは、食品安全委員会で出されたADI（一日摂取許容量）を超えないように基準値を設定していくということです。超える、超えないということはどういう意味を持つかというのをお示ししたのが、この図でございます。

赤いハードルのようなものがございまして、ここが設定されたADI、通常mg/kg体重/日、体重1kg当たり1日に何mgまでだったら、一生涯とり続けても健康影響、有害な毒性が出ないかということを示す指標でございまして、この中をいわば割り振るといえるのでしょうか、食品ごとに摂取する量が違います。例えば私ども日本人であれば、最近パン食とか洋食の傾向がありますから昔ほどではないにしても、世界的に見れば、米の摂取量は多いわけです。摂取量の多いものは、それだけ量の効果が効いてまいりますから、面積でいえば量掛ける濃度で農薬の絶対量ということになりますけれども、こういったものを1つ1つ、例えば米における残留農薬基準がありますと、ppmは濃度ですからmg/kgに置きかえてもいいかもしれませんが、それに摂取量を掛けて、1人の人が1日に米から摂取する農薬の平均的な量を理論的に推定することができます。

こういったものを食品ごとに出しまして、それらを全部足し合わせた値が、先ほどのその農薬固有のADIを超えないように設定するのですが、もうちょっと詳しく申しますと、私どもの体の中に摂取される経路としては、食品がすべてではございまして、飲料水も食品の一種ですけれども、大気とか別の経路、すなわち、環境中から入ってくる分として、通常はここに20%の割り当てを見込んで、食品経由がADIの80%におさまるように基準が設定されます。

この中の割り振りにつきましては、通常、国際基準、Codex委員会で基準が設定されているようなものにつきましては、このCodex基準を準用いたします。ただ、原則はそんな

のですが、国内における登録、使用実態を勘案する必要がある場合は、その登録保留基準のほうを Codex に優先して引用してくる場合もございますが、原則として、Codex があれば Codex をこの基準に割り当てるというふうに使います。

Codex がない場合につきましては、国内登録がある農薬につきましては、その登録保留基準を優先的に基準の根拠として使います。この場合も原則はそうなのですが、例えば輸入食品におきまして、海外の当該農薬等の使用実態を勘案する必要がある場合、その外国の基準を優先して参照する場合もございます。

3つ目のパターンとしましては、Codex もない、国内登録もないといったような場合は、外国基準があれば参照国、これはオーストラリア、ニュージーランド、カナダ、EU、米国といった5つの国と地域の基準がある場合に、これらを引用してくるといったようなことがございます。

最後に4番目、それらいずれも、すなわち Codex もない、国内登録もない、参照国の基準もない場合、一律基準といった形で基準を設定したりします。一律基準については、ご存じだと思いますけれども、0.01ppm ということで、ある農薬で一部の農作物には基準があるけれども、その他の農作物に基準がない場合には一律基準として0.01を引用したり、あるいは、特定の農薬でそもそもの農作物にも基準が全く設定されていない場合は、一律基準が適用されることとなります。

基準につきましては、注) に書いてございますけれども、国民平均の摂取量を中心に考えますけれども、このほか、影響を受けやすい、体重の軽い幼児ですとか、妊婦さん、高齢者の方々の理論最大摂取量もそれぞれの食品摂取量を基に計算をして、それが80%を超えていないことを確認して、基準を設定しております。

先ほどの皮に残留する農薬につきましては、次の質問4のところでご説明させていただきたいと思います。質問3については以上です。

○阿南 ありがとうございます。つまり、私たちが一生食べ続けても、健康に影響がないという量がADIで決まっていて、それを超えないように残留基準が決められているということなのですね。

(パワーポイント42)

では、実際にどのくらいが私たちの口の中に入っているのかということが気になるところですが、質問4にそれがありますね。「ふつうの食事から、どのくらいの量の農薬を食べているの?」、「食品には実際にどのくらいの農薬が残っているの?」ということについて、

これも厚生労働省にお願いしたいと思います。

○東野 これにつきましては、スライドを使ってご説明したいと思います。

(パワーポイント 43)

1つは、ここにご紹介するマーケットバスケット調査というものがございます。マーケットバスケットという言葉は、いわゆるスーパーマーケットの買い物かごを意味しておりまして、その調査の目的は、日常の食事を介して摂取される農薬の1人当たりの摂取量を推計するという目的があります。

どのようにやるかという調査のやり方でございますけれども、これは国民栄養調査による食品摂取量を参考に、市場で流通している農作物等を購入いたします。通常行われている調理方法に準じて調理を行った後、分析定量して、対象となる農薬の摂取量を推計します。農薬が全く検出されなかった食品群については、その検出限界の20%が残っていると仮定して、計算値を出します。同一の農薬について少なくとも4つの機関によって分析を行って、その平均値をもって1日摂取量とみなしております。

調査結果につきましては、現在、平成16年度の調査の結果を公表しておりまして、2種類の農薬が検出されましたが、いずれも一日摂取量はADIに対して1%未満でございました。

この調査はどのぐらい摂取するかということを推計するための調査ですけれども、もう1つは、地方公共団体のご協力を得て行われます農産物中の残留農薬結果がございまして、これは平成15年度の結果を今、公表しております。

概要をご説明しますと、約213万件の調査をいたしまして、そのうち、国産品と輸入品がどのぐらいあったかという内訳が、国産品が約35万件、輸入品が約178万件を検査しておりますけれども、何らかの農薬がちょっとでも検出されたものは約4900件ございまして、0.23%。そのうち、基準値を超えているものは66件ということで、213万件中の66件ということでございました。これは15年度の結果で、ホームページ等にも公表してございますので、是非、後程ご参照いただければと思います。

毎年こういった一日摂取量調査、すなわちマーケットバスケット調査と、残留検査を実施して、集計結果を公表することとしております。

以上が質問4についてです。

○阿南 先ほどありましたけれども、大根を皮のまま食べることを想定して設定されているのかということですか、あるいはミカンのような場合は、皮をむかない状態で残留基

準が決められているのかということについては、どうでしょうか。

○東野 先ほどの質問3のところに出てまいりましたエコクッキングとか、皮まで調理した場合に大丈夫なのかというご質問についてなんですけれども、これにつきましては、基準値を設定するとき、何 ppm という値だけではなく、分析法とか検体の部位もきちんと定められておまして、大半のものは皮ごと残留農薬基準を設定しておまして、分析するときも皮ごと、全部丸ごと使って測るということになっております。ですから、皮ごと食べてもそのADIにおさまるように基準値は設定されております。

ただ、一部のものについては、外果皮を除去したものを検体とするようなものもございます。例えば一番わかりやすいのは、「くるみ」とか「ぎんなん」みたいなものは外果皮を除去したものです。これは当然だと思いますし、ちょっと違った例でいいますと、「とうもろこし」とか「さとうきび」も外皮、ひげ及びしんを除いた種子ということで検体が設定されております。「らっかせい」なども殻を除去しております。果物等につきましては、大方のものは皮ごとなのですが、一部、外皮を除去した形のものを検体としているものもございます。それをご紹介しますと、例えば「もも」の場合、果皮及び種子を除去した部分が検体となっております。「(温州) みかん」のようなものについては、外果皮を除去したものが検体となっております。同じく果皮を除去するものとしましては、「びわ」は果梗、果皮及び種子を除去したものが検体となっております。「キウイー」は果皮を除去したものの、「すいか」、「まくわうり」及びメロン類果実につきましては、果皮を除去したものが検体となっております。あと、野菜でいえば「たまねぎ」、「にんにく」、「ねぎ」、「わけぎ」は、外皮及びひげ根を除去したものが検体となっておりますが、それ以外の農作物はほぼ全部、外皮等も含めた形で検体となっております。それを測って基準値を超えないということで、安全性を確保するようにしております。

若干補足いたしますと、これら基準値は、一般に、慢性的な毒性、つまり、一生涯食べ続けても安全かどうかという量を基に設定しております。

以上です。

○阿南 よくわかりました。最近、基準値を超える残留農薬が検出されたというニュースが耳に入ってくるものですから、消費者は非常に心配になっているというのが現実だと思います。

(パワーポイント 44)

では、この残留基準値はわかりましたけれども、この残留基準を守るためには、農薬を

使用する段階が重要になってくるのではないかと思います、農薬の使用段階についての質問が、5つ目の質問になります。

「農薬を使う時の基準はどうなっているの?」ということとして、関連した質問として、「農薬はかけてから日数がたつと、自然に少なくなるの?」ということと、「農薬の使用回数が少ない方が安全なの?」という質問が出されております。これは農林水産省の堀部さんをお願いしたいと思います。

○堀部 (パワーポイント 45)

農薬を農家の方が使う際には、農薬使用基準を守っていただく必要があります。特に食用の作物、私たちが食べる作物に農薬を使う場合には、必ずこの農薬使用基準を守っていただく必要があります。

では、どんなことが使用基準に決まっているのかということですが、それぞれの農薬は、すべての作物に何でも使えるということにはなっていません。ある農薬に対して使える作物はこれですよということが、きちんと限定をされています。使用時期に関しても、いつごろ使えるのか。あるいは収穫の何日前まで使っていいよといった使用の時期。出荷までに農薬の成分として何回使えるかといった使用回数。使うときの濃度とか希釈の倍数、このようなことについて使用基準がかなり事細かく定められています。

(パワーポイント 46)

具体的にこれが農薬使用基準なのですが、農薬のラベルの中に記載されています。見づらいかと思いましたが、お手元の配付資料の裏側にこれと同じものをご用意しました。ここを深く読み込んでみると、ここだけで多分この時間を全部使ってしまいますので、ちらっとごらんいただきながら、次のスライドをお願いいたします。

(パワーポイント 47)

ラベルの中の大事なところを拡大してみました。例えば先ほど申し上げたように、この農薬は、リンゴ、しかもアブラムシの防除に使えますよとか、あるいはミカンのハマキムシ類に使えます。ですから、例えばリンゴに使えとしても、ハマキムシの防除、リンゴにハマキムシがつくかどうかは別にして、こういう組み合わせで使うことは許されていません。例えば、この農薬はこの表にお米は出ていませんから、お米に使うことはできません。リンゴのアブラムシ防除に使うときであっても、希釈倍数をきちんと守っていただき、使用時期は収穫の 14 日前までしかだめですよとか、総使用回数は5回まで。使い方も散布ですよとか、そういうようなことがラベルの中には細かく書いてあります。

(パワーポイント 48)

そういうのが決まっているのはわかったけれども、では、それが本当にちゃんと守られているのかどうかということですが、1つは、私たち農林水産省でも、非常に少ない数かもしれませんが、毎年全国 4000 軒の農家を選ばせていただいて、モニタリング調査をやっています。地方の職員が実際に農家にお邪魔をいたしまして、農薬の使用状況を実際に確認させていただいています。そのうちの一部の農家については、そのほ場に植わっていた農作物をとってきて、残留分析をセットにして調査を行っています。

現在、私たちのところでは農林水産省のホームページに公表させていただいていますけれども、平成 18 年度までの調査結果を取りまとめております。平成 18 年度の結果は 4002 戸のうち 3991 戸、99.7%までは農薬をきちんと使っていただいております。残り 11 戸については、例えば希釈倍数を間違ってしまったとか、あるいはお米に使える農薬をお米に使ってしまったというようなことがありました。その場合には、私たちはその現場で、これは違っていますよということをきちんと指導してくるというようなことも含めて、取り組んでいます。

でも、4000 戸でしょう、日本の農家 30 万戸の中の 4000 戸なんかでは足りないじゃないということですが、後ほど多分現場からも紹介があると思いますが、1つは、各農家に対して JA 等から使用履歴の記帳をしっかりとやってくださいねという指導をしていただいております。もし使用基準違反という疑いが生じた場合には、県庁、あるいは農林水産省もお手伝いをし、農家に立入検査、指導というようなこともさせていただきながら、農薬をしっかりと使用基準に沿って使っていただけるように取り組んでいるところです。

(パワーポイント 49)

では、使用基準の中で、例えば収穫前何日までをどうやって決めているのかということですが、この真ん中のピンクのラインをごらんいただきたいと思います。例えば先ほど厚生労働省からご説明のあった残留農薬基準が 1 ppm のものであって、農薬を使った日から、農薬がどういうふうに徐々に減っていくかというのを示した曲線ですけれども、この中で、例えばこの辺で基準を決めると、分解は自然条件によっても影響されますから、もしかしたら多少左右されるかもしれない。残留農薬基準を超えないとわかるところで、この農薬だったら収穫日 7 日前まで使っていいですよといった残留基準を決めることがあります。

例えば赤い点線で示した A 農薬であれば、収穫前 7 日などということを決めてしまった

ら、残留農薬基準を超えてしまうかもしれません。だから、この場合には収穫のもっと前、例えば 21 日ごろ、このあたりで基準を決めることがありますし、分解が速い農薬であれば収穫の直前まで使えるといった農薬もあるわけです。

(パワーポイント 50)

もう一度、農薬の使い方を基本に立ち戻っておさらいをしたいと思います。

農薬は、当然ですけれども、効果を期待して農作物に使うものです。ですから、農作物に残留してなくて、消えてなくなってしまって安全だといっても、効果を期待するものですから、効果がなくなってしまったのでは、農薬を使った意味がない。

もう 1 つ、逆に農作物に残留した農薬は健康に悪影響を与えてはいけないわけですから、幾ら効果が高かったとしても、農作物にたくさん残留してしまうことによって健康に影響が出てはいけない。

この 2 つの両方を加味しながら、使用基準は決めていかなければいけないわけです。したがって、基準を決める際は、効果とか作物への残留性の全体をトータルで考えていく必要があります。

(パワーポイント 51)

先ほどご質問の中で、例えば使用回数が少ないほうが安全なのではないのということがありましたけれども、今申し上げたように、トータルで考えていくことというのは、例えば病害虫がいつごろまで、どれぐらい出るのかとか、農薬の効果がどれぐらい持続するかとか、残留性がどれぐらいあるのかといったようなことをトータルで決めるものですから、1 回しか使わない農薬が安全で、5 回使う農薬が危険だというようなことは一概にはいえません。

かけてから日数がたつと自然に少なくなるのかということですが、農薬も化学物質で、環境中にまかれれば、例えば水によって分解をされたり、光によって分解をされたりということで、一般的には日数がたつと分解をされていきます。農薬登録の際には、余りにも長く分解をしないような農薬は、例えば土壌に蓄積してしまって、後の作物に影響を及ぼす可能性がありますので、登録ができないというシステムにもなっていますので、一般的には分解していくというふうにご理解をいただければと思います。

以上です。

○阿南 よくわかりました。使用段階について、それぞれ使用基準が決められているということで、農薬の種類とか性質によって、残留の可能性や効き目が異なってくるというこ

と、使用回数をもって安全かどうかを判断することはできないということですね。消費者は、使用量が少ないとか、使用回数が少ないといわれると、そちらのほうが安全かと思っ
てしまいがちなのですけれども、そこはちょっと違うということですね。

(パワーポイント 52)

では、決められた使用基準が守られるように生産現場ではどのような対応がされているのかというのが、次の質問になります。「生産農家の方は農薬を使用する時、どんなことに気をつけているの?」ということでありまして、ほかにも、「農薬の購入、使用時期、使用回数、使用した作物などの記録は残しているの?」、そして、「農薬の使用法の説明や指導はどのようにされているの?」という質問が出されています。

消費者は、日ごろ生産現場の様子を知る機会がなかなかないものですから、そのあたり、JA 茨城の澁谷さんをお願いしたいと思います。

○澁谷 では、ご質問にお答えをしたいと思います。

(パワーポイント 53)

生産農家が農薬を使用するときに、どんなことに気を使っているかという部分になるわけですが、従来は、農家は職業として農業をやっている中で、やはり農薬の効能、効き方を非常に重視して、そういう質問が多かったり、そういう意識が強かったというのは事実だと思います。しかし、ポジティブリスト制度の施行以降、やはり食の安全という意識が非常に高まってきておりまして、今は農薬の効能と、農薬を使うことによる自己責任、そして自分で使った農薬を食べる消費者に向いての安全性の意識はほぼ同一、もしくは食の安全のほうが、今は農家の方が農薬を使うときに意識の重要な部分になっているというのは、多分お話ができると思います。

今皆さんにお見せしているのが、JA 茨城の生産履歴の防除日誌でございます。JA グループは、生産履歴記帳を農家の方には義務づけという形をお願いをしてあります。当然その大きな目的は、万が一事故があったときのトレースをする、確認をする、立証をするということが1つ。もう1つは、お客様が使った農薬に関していろいろ知りたいという食の安全から来るいろんな問い合わせに関して、開示できる体制をとっていかなければ、食の安全が守れないのではないかとということで、この2つが大きな目的で、生産履歴記帳運動を中心にずっと活動をしてきております。

これはワサビナの防除日誌ですが、ワサビナに登録された農薬が、先ほど話をしました使用基準、何日に何倍で、何日ごろまで使えるといった情報を全部網羅して記載した日誌

を用意しております。特に問題なのは、こういった農薬の名前を載せると、今農薬の中では、登録が常に変わるのです。これに対して、日誌に載せた農薬の最新版管理が常にされていないとだめだということで、JA グループ茨城の中では、農薬の登録がいつ変更になってもいいように、1カ月に1回、自動チェックを行って、最新版管理をした中で、農家の方には、そのとき登録された農薬の正しい防除日誌をご提供できる体制ができております。

特に最近問題になっているのは、作物分類といわれるものです。皆様ご存じのように、ブロッコリーからスティックセニョールなどという茎ブロッコリーに分かれた途端、使える農薬が2つになってしまったという事例もありますので、JA グループ茨城の防除日誌に関しては、当然使用していただく基準をきちっと網羅してあるのですが、その作物に登録された農薬を常に最新の的に管理をしているということでございます。

(パワーポイント 54)

当然日誌に関しては、点検をするという重要な役目がございます。生産者が正しく使ったかというのを防除日誌の記載状況から確認して、いち早く事故を未然に防ぐために、茨城の支援センターの中では、先ほど見ていただいた日誌自体が OCR 帳票で、機械を通すことによって記載状況が自動的にチェックできるような体制ができておりまして、生産者のご使用を係員がいち早く確認できるといった体制ができております。

(パワーポイント 55)

生産者に関しての農薬の情報とか勉強会は、ポジティブリストの施行後、常時実施をされております。このスライドも私がJAの営農指導員向けに研修をやっているわけですが、こういうものは県の地域農業改良普及センターの普及員も含めて、農薬の徹底指導ということで、生産者を集めた講習会をかなり頻繁にやっております。

このスライドは私が写真に載っておりますけれども、私はもともと本業は防除指導員でございまして、私も年間130回ぐらいの農薬の講習会を実際にやるのです。それくらいJAグループでは総力を挙げて、生産者にいつでも危険を未然に防げるようなもの、生産履歴記帳を確実なものにするための運動をしているということで、ご報告をさせていただきます。

○阿南 ありがとうございます。

では、地方自治体としても生産者の皆さんに指導されたり、コミュニケーションをとられたりされていますかどうか、その辺を須野原さん、いかがでしょうか。

○須野原 (パワーポイント 56)

群馬県の例ということですが、よく農薬の安全性の確保といいますと、検査のほうが目注目を浴びるところなのですが、検査をもってすべての農産物の安全を確認していくのは、全量検査は当然無理でして、全量検査してしまうと食べるものがなくなってしまうということですから、皆さんがお話しされたように、基本は適正な農薬の販売と使用ということになります。

農薬を販売しているところには、基本的には行政の監視指導という形で入っておりますし、農家の方は数が非常に多いので、正直申しまして、行政だけで適正使用をすべて管理していくことは無理でして、先ほど澁谷さんのほうからお話もあつたとおり、JA 等の関係機関との協力もさせていただきながら、適正な使用をさせていただいております。

その中で、群馬県は、適正な農薬の知識を持ってもらった農家の方を農薬適正使用推進員という形で任命いたしまして、協力をしていただいております。また、無登録農薬が平成 14 年に大きな問題になったのですけれども、そのときに県条例をつくりまして、これによって安全の確保に取り組んでおります。

(パワーポイント 57)

先ほど申しました農薬適正使用推進員は、平成 17 年度から始めているのですけれども、まず、これは基本的に農家の方より専門的な知識を養成して、協力していただくということで、講習会プラス試験を行っております。現在、719 名の方がいらっしゃるという状況です。

(パワーポイント 58)

また、先ほど申しました農薬適正使用条例に基づきまして、生産者と、JA を含めて出荷団体と、行政との 3 点セットというチェック体制をこの条例の中でうたっております、基本は記帳を徹底する。そして、自主検査を行っていただく。このシステムがうまく回っているかどうかを、行政のほうに適時行政検査という形で入っていくということを行っております。

(パワーポイント 59)

今のをもう一度縦で整理すると、こんな流れになるのですけれども、自主検査の際には、先ほど澁谷さんもいわれたのですけれども、記帳履歴も出していただきまして、うちのほうも OCR で読み込んでチェックができるような形で対応させていただいているところです。

以上です。

○阿南 ありがとうございます。

ここで質問の6つ目までが終わりになりました。ここまでのところ、一度会場の皆様からご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。質疑応答の時間が少ないのですけれども、2～3名の方はお受けできると思います。ご意見、ご質問を下される場合には、差し支えない範囲でお名前とご所属をおっしゃってからお話しただければありがたいです。よろしくお願いいたします。

では、お手をお挙げください。

○参加者（男性） 岩手から来ました養蜂農家の****といます。

きのう、これを知ったばかりだったので、短い時間でいいたいことを幾らいえるかちょっとわかりませんが、かいつまんで申し上げます。

平成17年から18年にかけて、岩手でミツバチが大量死しました。17年は、私も大量死した1人です。18年については、その大量死を受けて、試験的に27群をおとりとして被曝地帯に置きました。その結果、この2年間、働けるミツバチが全量死しました。その薬は商品名が「ダントツ」、成分名がクロチアニジンです。

各JAさんには使わないようにお願いし、即やめていただいた農協さんが大半ですが、まだ使っている農協さんがいます。このミツバチが大量死するということは、そのほかの虫もほとんど死にます。使用時期は8月中旬から下旬にカメムシの防除のために使われます。残留農薬の期間が25日ということで、非常に長い残留を示します。そのことで、その地域の自然、ご存じのとおり、水田は耕作地のほとんどの面積を持っていますから、そこにまかれた地域はほとんどの虫が死んでしまいます。そのことによって、端的にいいますと、ツバメがいなくなります。

そういう状況の中で、質問と意見を5点ほどお願いしたいと思います。

まず、北海道でも同様の農薬大量死をもたらしたということが、日曜日、今日の新聞等でも、ミツバチが不足だというようなことを日本農業新聞が報道しておりますが、大量に虫を殺すという農薬を使用禁止にするべきではないかというのが、まず私の意見です。フランス、オランダでは、ゴーショという同様の農薬を使用禁止にしたということがいわれています。船瀬俊介氏による『悪魔の新・農薬「ネオニコチノイド」』によりますと、197ページの記述に、農水の担当者の言葉として、「やはり影響はある。違う農薬にかえていただく等の対策を各県にお願いしている」ということが記述されています。これは本当でし

ようか。JA 岩手・花巻は、来年も使うとっています。農薬自体の使用禁止と、できれば水稲に対する適用除外という手っ取り早い方法で使用をやめさせてほしいということを訴えます。

私は、このことを花巻農協に対して2つの点で民事調停のお願いをしました。1つは、この農薬を使うことに伴って移動する費用の支払いです。そして、農薬の使用の自粛ということをお願いしました。ところが、農協は当事者ではないということで断りました。私は、そうではないと思っています。その地域の農作物を有利に売るために、農協がそれを指導して農薬を使っているという実態は、だれにも隠せないものです。そのことを当事者でないという農協に対して、私は強い怒りを感じます。これを農水はどう指導なさるでしょうか。

最後になりますが、農家はこの農薬をこれからも使うのでしょうか。そして、消費者の方々は、こんなに大量に殺す農薬をまいたお米を食べるのでしょうか。そのことを問いたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○阿南 もう一方いらっしゃいました。

○参加者（男性） そうそうたるメンバーの方のディスカッション、ありがとうございました。

それで、基本的に、農業と食は命の生産であり、生産されたその命を私どもの命にいただくという議論が一個もなかったのは、日本の国として恥です。こういう議論は要りません。農薬は害だからやめますというのが基本です。あなたたちは、やめる方法を一個も提案されないじゃないですか。何やっているの。それが日本国なの。命だよ。命の議論が一個もないじゃないの。そして、基準。じゃ、あなた、その基準で農薬を飲んでみろよ。その辺のところ、どうなんですか。我々は、16分の1秒、一刹那、刹那で生かされて、生かされて、生かされているんだよ。その議論がないじゃないか。どう言い訳すればいいかという農林省、何をやってるの、あなた。命の生産だろう。命の保護だろう。命を守るのが国家だろう。何の提案をしているんですか。

それから、基準。農家の人全員に農薬の指導をしろよ。何を4000戸やっているんだよ。技術的に無理？ だったら農薬を使わないようにしろよ。何をやっているの。4000戸やって、やりました。そういうことをやらないでください。そういう便法で我々国民をだまさないでください。

日本には、聖徳太子の時代からずっと農法があるんです。江戸で花開いた世界に誇れる農法があるんです。これは宇宙の命、エネルギーを自然の法則に基づいて、この形を持った人間がその知恵を使ったということです。そして、300年、米を生産する状態で国をつくったというのは世界に類がないのです。こういういい先達、先輩、長老を持っている我々に対して、国は、この議論は失礼だよ。

以上です。

○阿南 では、これについて少しコメントをいただければと。この場は、本当に消費者の安全を守るための基準はどうあるべきかを第1に考えて、いかにしたら安全を守れるのかという角度で、消費者の質問からこの会を設定しておりますので、そのところをご理解いただければと思います。

今のことについてコメントは、堀部さんのほうでよろしいですか。

○堀部 食品安全委員会から聞いている今日の趣旨からちょっとすれ違ってはおりますが、農林水産省として、お答えをしなければいけないと思いますので、お答えをあえてさせていただきます。

1つ目のミツバチの話でございますけれども、そういう事象が起こっていることは私たちも承知をしています。それに関して何も手をこまねているわけではないですけれども、国だけの力でそれができるかといわれれば、私は、それができると申し上げることはできません。

ただ、ミツバチに関して、1つ農協なりに対して指導しているのかということですが、あえて申し上げるとすれば、養蜂業者様と米の農家さんの間で、例えば稲に農薬をまくタイミングを養蜂業者さんのほうにもお知らせいただいて、その時期は水田に近づけることを回避してもらうように指導してくださいねとか、そういうようなことを指導しています。明快なお答えにならないのはよくわかっておりますけれども、問題としては考えているところです。

実は先々週、OECDのパリの会合で、ミツバチだけではないのですが、同じような花粉を集める昆虫の死亡についてという議題がありまして、アメリカとかカナダでも同様の事例は起きている。それはアメリカやカナダの科学者も、農薬だけではなくて、いろんな観点から考えて原因を調査しながら、よりよい方法を見出していきたいと思いますということで、今取り組みをやっているところです。今損害を受けられている方に対する解決策にならないのはわかりますけれども、1つだけご説明をしておきます。

それから、もう1つ、農業と食は命の生産であるから、その議論がないのは恥である。恐らくこの壇上にいる私たち全員がそのことは認識していて、食べるものが大事だということを決してないがしろにしているのではないと思います。これは私がコメントするよりも、阿南さんのほうからやっていただいたほうがいいのかもかもしれませんが、それは議論の前提になっていると思っています。

その上で、今日の議題は、食品安全委員会の最初のテーマ設定だと思いますけれども、安全基準についてどう決めていくのか、どうしていくのかということをご一緒に考えていきたいと思いますという場だと思っておりますので、皆様のご意見を参考にしながら、皆さんで考えていきたいと思いますという場だと理解しています。皆さんと一緒に考えていけたら、私たちもそれを参考にしながら、これからの農林水産省の行政を考えていければと思っておりますので、その点についてはよろしくお願いたします。

ありがとうございます。

○阿南 ありがとうございます。今、堀部さんがおっしゃったとおりでございます。本当に安全を大事にして、では、そのためにどういう基準をつくるべきか、みんなで考え合う場がこの場でございますので、ご理解いただければと思います。

では、ここで10分間休憩をしたいと思います。その後、お話を続けたいと思います。10分間もとれないかな、3時35分まででお願いいたします。よろしくお願いたします。

(休 憩)

○阿南 では、後半を始めたいと思います。

前半では、ADIが設定されて、残留基準、使用基準が決められていて、それらが守られている限り安全性は確保されているというお話だったと思います。とはいえ、今は海外からも食材が輸入されているわけですし、これらについてはどのようなになっているのかということは昨今の問題でもあり、消費者が心配しているところです。

(パワーポイント 60)

質問の7に入りたいと思います。「海外では日本で使用されていない農薬が使われているようだけど、そんな農薬が使われた作物を食べても大丈夫なの？」ということです。ほかには、「海外と比べて国内の基準は厳しいの?」、また、「輸入される作物の残留農薬は心配なの?」というご質問が出されています。

では、ここは厚生労働省の東野さんをお願いします。

○東野 それでは、スライドを3枚ほど使いまして、こういった安全性確保の仕組みがどのように効果を発揮しているかをご説明したいと思うのです。

(パワーポイント 61)

このスライドは、ポジティブリスト制度とそれ以前の世界、すなわち、ネガティブリスト制度とでもいうべきものですが、その違いを対比してご説明するために作られたスライドです。

従来の世界は、基準値が設定されているものは、基準値を超えたら不適合、基準値以内なら適合という世界で、設定されていないものは基本的に規制がないという世界でした。ですから、基準値が設定されていない物質について、もし何かがあったら、自動的に基準値と比較して適合、不適合、違法かどうかを判断することができない世界でした。

ところが、ポジティブリスト制度に移行しましてからは、基準値の拡大をしますとともに、そもそも基準値を設定する必要のない、ヒトの健康を損なうおそれがないことが明らかであるもの 65 物質もその範囲を明確にしましたし、こういった基準値が定められていないものが来た場合には、一律基準 0.01ppm を1つの指標に、それを超えたら販売等禁止という制度になりましたので、基本的に基準値がないために規制がないという世界からは脱して、一律基準も全部かかって規制がなされるという世界になりました。

これによりまして、ご質問にありましたように、たとえ日本で登録がない農薬であっても、もし基準値がなければこの一律基準を当てはめて、輸入できるかできないか、あるいは食品規格に適合しているか適合していないかというのを判断できる世界になりました。

(パワーポイント 62)

これは輸入食品の監視体制等の概要につきましてご説明した資料でございます。輸出国と、輸入時と、国内に入ってから、どのようなチェックシステムがあるかということです。

輸出国においては、衛生対策として使用管理、証明書が発給、輸出前検査といったものは、2国間協定で我が国の食品衛生規制を遵守するよう要請したり、あるいは必要に応じて現地調査といったものがあります。

輸入に際して、事前相談・指導がありまして、検疫所におきましては、食品等輸入届出書の書類審査、それ以外にも、輸入時の検査体制がございまして、大きく3つございます。検査命令、モニタリング検査、自主検査の指導。これにつきましては次のスライドでご説明しますが、こういった検査で合格したものが国内に入ると、不合格であれば回収・廃棄または積み戻しといったようなこととなります。

国内に入ってからでございますが、都道府県等監視指導計画に基づく都道府県等の収去検査、違反発見時の通報という仕組みがありますし、海外における食品安全情報の収集につきましては、別途、国立医薬品食品衛生研究所の安全情報部、あるいは食品安全委員会事務局の情報・緊急時対応課が行っています。輸入品については輸入時の審査に加え、これら収集した情報等、過去の違反事例ですとか輸出国の情報、原料、製造方法等を勘案して検査命令が出され、合格したものが輸入される仕組みとなっております。このほか、自主検査指導、輸入食品の監視指導計画等に基づくモニタリング検査も実施されています。

(パワーポイント 63)

前のスライドにありました指導とモニタリングと検査命令の違いですけれども、指導検査等といいますのは、農薬、添加物等の使用状況や同種の食品の違反情報等を参考としまして、輸入者の自主的な衛生管理の一環として、国が輸入者に対して、これは初回輸入時も含んでおりますが、定期的な実施を指導して、その指導に基づいた検査ということになります。

それに対しましてモニタリング検査は、多種多様な輸入食品につきまして、食品衛生上の状況について幅広く監視して、必要に応じて輸入時検査を強化する等の対策を講じることを目的としまして、国が先ほどの年間計画に基づいて実施するケースで、国が費用を負担して、検査結果の判明を待たずに輸入が可能ということが1つの特徴です。

それに対しまして検査命令は、自主検査やモニタリング検査、国内での収去検査等において法違反が判明した場合ですとか、あるいは法違反の可能性が高いというような場合に、こういった食品について、輸入者に対して、輸入の都度、実施を命じる検査で、この場合は費用は輸入者が負担し、検査結果で適合がきちんと確認されるまでは輸入ができないということになります。

以上です。

○阿南 ありがとうございます。

今日は、アジア食品安全研究センターの佐藤さんにもお越しいただきましたので、私たちが日ごろ気になっております中国における農薬の規制についてお話を伺いたいと思います。佐藤さん、お願いいたします。

○佐藤 佐藤でございます。よろしく申し上げます。

まず冒頭に先ほどのご質問があったので、余計なことかもしれませんがちょっといいなくなつたので、一言いわせてください。

私たちが生きること、食べることは、ほかの生命を奪っている。そのことを全員でもう一度思い起こしていただきたいと思います。

(パワーポイント 64)

そこで、私、与えられたのが輸入食品なのですが、特に中国についてお話をさせていただこうと思います。

ご存じのように、中国では日本人の 10 倍強、日本が 1 億二千何百万ですか、13 億人います。その人たちの食事を賄うために、可能性のあるところすべて耕して食料をつくろうという運動を始めました。そして、穀物を中心ですが、ある程度つくることができるようになってきた。そこで、さらにその食料を虫やかびにとられてなるものか、何とか人の側に来るようにしなければいけない。そのために何をしたかということ、中国にとって非常に高い農薬、肥料を使うというふうになってきたということ、まず前提にお話をさせていただきます。

(パワーポイント 65)

そういうことがだんだん進みまして、中国で改革開放運動が起こり、上海、あるいは香港、香港が先に返還されたのですが、そういうところで裕福な方がいろんなものを食べるようになってきた。穀物だけでなく、野菜類もかなり食べるようになってきたところが、ちょうど 10 年ぐらい前でしょうか、1998 年ごろ、毒菜事件ということが起こりました。これは生産者が農薬をよく知らないまま、よかれと思って出荷直前に農薬に、しかも、薬液にどぶつと漬けたものを店に並べたりした。そういうことによって、それを知らずに食べた方が中毒を起こした。毒菜事件ということで、10 年ぐらい前、大分騒がれました。

そこで、国務院、日本でいうと内閣府でしょうか、ここが無公害食品行動計画を打ち立てました。無公害というのは安全だという意味ですね。その実施部隊を農業部、日本でいう農林水産省に指示をしまして、時間がないのでこれは余りいいませんが、そこで 18 種類の毒性の強い農薬あるいは環境汚染性の強い農薬の使用を禁止する、あるいはもうちょっと弱いものについては使用を制限するというようなことを始めた。それから、農産物の安全に関する監視・監督の強化、無公害食品の生産支援と加工・流通への政策的支援ということで、モデル地域、北京、天津、上海、深センでモデル農場をつくって、公開してつくったり、時間の関係で割愛しますが、無公害食品の定点販売地域をあちこちの都市でやっています。

(パワーポイント 66)

さらに、ギョーザ事件で有名になってしまいましたけれども、メタミドホス、パラチオン、パラチオンメチル、モノクロトホス、フォスファミドン、5種類の毒性の強い有機リン剤については、段階的に使用を制限しようということで、2004年には登録を抹消し、05年には水稲、トウモロコシ、小麦、綿にしか使ってはいけませんよと。昨年には使用を全面禁止した。ただし、ASEAN 諸国に輸出するという約束をしているものは除外ということだったので、ことしの1月には、製造・販売・使用・輸出全面禁止という措置をしております。

(パワーポイント 67)

農産物品質安全法が2006年11月1日に施行されました。これは食品ではなくて、農作物そのものにかかわる安全法です。例えば汚染された土壌で作物をつくってはいけなとか、そういうふうなことがいろいろずっと出ております。

画期的だといわれていますのが、法律責任で罰金が2000元～2万元。ちょっと古い言葉ですが、万元戸という言葉があるのをご存じだと思います。年間所得1万元というのは非常に富裕な農家です。そういうところに対して、2000元～2万元というとんでもない罰金を科すぞということで、農家側の違法な使用を抑制しようとしております。

(パワーポイント 68)

ことし、ご存じのとおり、北京オリンピックがありました。今まで輸出に力を入れていて、輸出品についてはトラブルを起こさないようにということでいろいろやっております、特に輸出品は輸出相手国の基準に合わせたものでなければ輸出してはならぬということが大原則で、ずっと通っております。しかし、国内については若干手おくれであった。

そこで、オリンピックに合わせて、外国人が来て中国国内で食事をしてしまうということで、慌ててという怒られてしまいますけれども、2007年に法律をいろいろとばたばたつくりました。そのうちの1つです。

これは画期的な法律なのですが、検査方法を日本のポジティブリストと同じような多成分一斉分析法にして、しかも、1台数千万円もするガスクロやLC/MS/MSを使って、日本と全く同じ分析方法にするというのを、国家標準にしてしまった。しかも、中国全土でこの方法で検査しなさいということにしてしまった。この結果、アメリカとか日本とか、そういうところと同じ検査方法で検査ができるようになったということでございます。

(パワーポイント 69)

これもかなり画期的なものなのですが、昨年9月1日から、輸出する農産品については、

検疫所（CIQ）で安全検査をして合格したというシールを張らなければ、税関は通関検査をしてはならない。そこには、いわゆるトレーサビリティ、だれがどこでつくって、どういう農薬を、いつまいたというようなデータをすべてそろえたものである。この CIQ シールをつけなければいけないことになっています。

（パワーポイント 70）

今の中華人民共和国ができてから第 11 回目の 5 年計画がありまして、それに合わせて、「食品薬品安全十一五規画」をつくりました。いろいろありますが、5 年後には食品検査率を 90% に上げよう。今、日本では多分 20% ぐらいではないかと思うのですが、90% に上げよう。何か事故があったときは 100% 処理しようというような目標を掲げています。

（パワーポイント 71）

これは国務院令で、これも非常におもしろいと思っておりますが、要するに、責任を明確にする。特に生産経営者、監督管理部門、地方人民政府の責任をさらに明確にするということをございまして、地方政府等が監視・管理を怠った場合、主要責任者名の公表・降格・免職。ご存じのとおり、中国は共産党一党でございます。ここで政府から名前を挙げられたということは、その人の将来はない、昇進できないということをございまして、もっと厳しくなれば降格・免職ということで、実際の生産者や販売者ではなくて、監視・管理するお役人、この人たちにしっかりしろという檄を飛ばしている法律でございます。

ここにもありますように、輸出用の商品は輸出先の基準を満たす必要があるというようなことがうたわれております。

（パワーポイント 72）

これは飛ばしましょう。次にもう 1 つあります。

（パワーポイント 73）

今まだ審議されておりますが、2008 年 4 月 20 日に公布されまして、今までにパブリックコメントを 2 回受けて、今手直し中だそうですが、食品安全法が今できようとしております。またここにも出てきますね。輸出食品等は、食品安全国家標準（中国の国家標準）、さらに輸出相手国の強制要求、要するに相手国の基準に合わなければいけない。そして、CIQ のシールその他をきちっとつけるということをうたっています。

地方人民政府は事故応急案をつかって、要するに北京政府に報告しろとか、隠蔽とか、虚偽報告だとか、報告遅延、現場の証拠隠滅、それがどの程度あるのか、あるいは汚職があるのかどうか、それを明確に公表する。法律に違反した場合、あるいはその報告をし

たときには刑事責任を問う。犯罪は成立しないけれども、国民の健康・安全に対して悖るような行為をした場合には、解雇、除名する。そして、10年間は同一職につけないというような法律が、まさにできようとしております。

(パワーポイント 74)

我が国はどうかというと、中国でいろいろな法律をつくっていらっしゃるけれども、わかりました、では、我が国は検査の手を抜きましようかということは一切しておりません。輸入時の検査の取り扱いは変更しない。中国がいろいろやっている。それについて実際の効果はどうかを見きわめながらも、我が国は我が国なりのやり方で淡々と検査をしていきますということでございます。

非常に早口ですが、以上でございます。

○阿南 ありがとうございます。中国での規制ということについて、大変厳しい規制が行われようとしているという状況がよく理解できたと思います。

では、こうした規制が守られているのかどうかということについて、次のお話に行きたいと思います。

(パワーポイント 75)

質問の8にあります、「残留基準をオーバーしていたということが、マスコミで報道されることがあるけど、行政の監視はどのようになっているの?」ということについて、これから話を聞きたいと思います。

生産者と直接接しておられます自治体の取り組みについて、まず須野原さんからお話をお願いいたします。

○須野原 食品衛生法におきましては、輸入食品であろうが、国産の農産物であろうが、自治体の中を流通しているものにつきましては、各自治体にその安全を確保する責務があるということになります。

(パワーポイント 76)

それで、参考までに、本県の平成15年度から19年度までの農薬の検査結果を通して、少し考察させていただければと思います。

先ほど束野さんのほうから、国全体の数字のご紹介があったかと思いますが。それに比べるとサンプル数は非常に少なくなるわけですがけれども、結論からいいますと、統計的に見ても、各自治体の検査の傾向は、国が全国のデータを取りまとめた結果とほぼ同様な経緯を示しているといえるのではないかなと思います。

(パワーポイント 77)

群馬県は、農産物の検査について、3つの検査を行っております。

1つは、先ほどのところで申しました農薬適正使用条例に基づく生産段階での検査で、これは基本的に県内の農産物を対象にしております。

次が収去検査といいまして、先ほどの食品衛生法に基づく市場を流通しているものへの検査で、これは県産品に限らず、輸入のものも他県産のものも含めて、流通しているものをチェックしている。

もう1つ、試買検査といいまして、消費者の方にも参加していただいて、消費者の目で品物を選んでもらって、それを検査する。行政だけでは行政の信頼度というものもありますので、消費者の感覚で商品を選んでもらうという事業もやっております。それを試買検査ということで、食品衛生監視員と食品表示ウォッチャーという方がいらっしゃるのですけれども、この方との協働で行っております。

(パワーポイント 78)

これが試買検査をやっているところの風景で、食品衛生監視員と一般の消費者の方がスーパー等を回って、どれがいいかなと消費者の視点で選んでいただいているということです。

(パワーポイント 79)

これはうちの県でやっている検査の総体ですけれども、青が先ほどいった条例に基づく生産段階の検査、茶色が収去検査、16年から試買検査が入っております、農産物の検査は大体350検体を1年間通してやっているという状況になります。

(パワーポイント 80)

検査の要望が高いので、だんだん伸びてきているわけですけれども、18年度に、先ほどご説明がありましたポジティブリスト制度が施行になりました関係で、検査項目が15年度のときはわずか50項目だったのですけれども、現在平均200項目以上という形でやっております。すべての食物がこの項目という形ではないのですけれども、平均すると200項目以上ということで、現在やっております。

(パワーポイント 81)

これは検出率です。まず、とった検体に対する検出状況、違反ではないので、十分ご注意くださいと思います。超過ではありません。何らかの農薬を検出したという状況です。この下の「……」の部分がポジティブリスト制度前の平均です。約16%。やはり

ポジティブリストに伴いまして検査項目が大幅にふえてきましたので、検出率が大体 27% に上がっております。これは全国的な平均から見ても、ほぼ同じような傾向を示しているという状況です。

(パワーポイント 82)

今度は検査項目の状況です。項目数は、ポジティブリスト前とポジティブリスト後では、当然なんですけれども、検出率が上がっているという状況です。ポジティブリスト施行前が 0.34%、ポジティブリスト制度後が 0.47%という状況です。先ほど厚生労働省の方の平成 15 年度の農産物の残留農薬検査結果のご紹介があったかと思うのですが、それは基本的に検査項目数に対する検出率の状況という数字だったかと思います。国産で 0.34%、輸入で 0.21%、全体で 0.23%という状況になっておりまして、傾向的には、ほぼ同じなのではないかなと思います。検出率は非常にわずかな状況だと思います。

(パワーポイント 83)

では、違反の状況ですが、農産物としまして 60 種類検査いたしました。検体数とすると 1534 検体、14 万 705 項目を検査したわけなんですけれども、このうち、基準を超えた事例は 3 件です。検体数に対します違反率は 0.196%、項目に対する違反率だと 0.002%という状況で、流通している食品においては、安全性はほぼ確認されているという傾向が読めるかと思います。

基準を超えたものではなくて、検出された農薬は、先ほどから出ております ADI と比較しまして非常に低い数値ですので、健康への影響はないと考えております。

(パワーポイント 84)

そのような違反なり何らかの農薬の検出があった場合には、衛生部と農政部が連携して対応するという事で緊急事案対策チームを設けまして、農政と衛生が協力して原因究明、生産者指導、危害防止を図るという体制をとらせていただいているところです。

以上です。

○阿南 ありがとうございます。

澁谷さん、生産現場ではいかがでしょうか。

○澁谷 では、JA グループの自主検査についてご報告をさせてもらいたいと思います。

(パワーポイント 85)

先ほどから生産履歴記帳の徹底ということでお願いをしてきた経緯がございますけれども、このスライドにもあるとおり、1 つは、生産者が書く日誌を事前にチェックすると

いうことをごさいます。日誌の中で、不適合といわれる、使用基準に違反して使った形跡がある、記載があるということになりますと、速やかに残留農薬の検査を実施させるような形で、安全の保障ができないものに関しては出荷は自粛をしていただくという内容になってごさいます。

もう1つは、全体的なピッキングにはなるのですけれども、JA グループとしては、出荷前の農作物の残留農薬検査を行っているという内容の2つの大きな指導の中で、事前にそういった安全性のチェックをしております。

(パワーポイント 86)

そういったチェック以外にも、現地に赴きまして、特に最近普及をしてきています GAP といわれる生産工程管理手法の中にも、農薬の管理のチェックが入っているわけですが、こういうものも有効に利用して、農薬の散布器の洗浄であるとか、管理状況の厳しいチェック、現地監査もあわせてやっているという状況です。

(パワーポイント 87)

JA グループでも、組織内での自主的な検査体制を強めております。写真にもあるとおり、JA 全農いばらきの県本部に関しても分析センターを所持しております、この中でいろんな検査をさせていただいております。現在、出荷前の農作物に限って 200 成分の農薬の分析検査をして、産地のほうに速やかにデータを出すという体制がとられております。

(パワーポイント 88)

これはセンター内の分析の様子ですが、分析の結果の中で仮に農薬の成分超過が判明した場合、どうするのかということですが、JA グループの中でも JA と全農を含めた中で、農協で危機管理委員会が設置されております。そのところにそういった連絡がいち早く行きますして、基本的には、生産者の生産履歴の回収をして、記載状況のチェックとあわせまして、科学的なデータの中で超過数値が出た生産者に関しては、本人に内情を説明した上で、出荷停止措置が発令されるということで、基本的には、そういった事故検体が市場なり消費者のもとに行かないチェック体制が未然にとられているということをごさいます。

以上です。

○阿南 ありがとうございます。市場でのチェックと、生産現場でのチェックが重なって行われているということをごさいますね。

(パワーポイント 89)

では、最後になりますけれども、このところ、残留基準の何倍とか、残留基準を超えた

ということをよく耳にしますが、一体この「残留基準値を超えたものは、危険なの？」というのが次の質問であります。これはどのように考えたらいいのでしょうか。厚生労働省の東野さん、お願いしたいと思います。

○東野 では、スライド2枚でご説明いたします。

(パワーポイント 90)

まず最初のスライドは、食品衛生法 11 条の概要ですが、1つ目の○には、「食品の成分につき規格が定められたときは、その規格に合わない食品を製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、若しくは販売してはならない」ということがあります。ですから、規格に合わないものは、流通が禁止されることとなります。

2つ目の○ですけれども、「農薬、飼料添加物及び動物用医薬品が、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えて残留する食品は、これを販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売してはならない」という2つの条文がございます。

(パワーポイント 91)

冒頭に長尾先生から詳しくご説明がありましたとおり、動物による毒性試験をもとに、無毒性量という量が決定されます。通常はこの値をそのまま使うのではなくて、動物とヒトとの種差を 10、同じヒトの間でも個体差があるということで 10、 10×10 で合計 1/100 という安全係数を掛けた上で、ADI が設定されます。

さらに、この ADI の内訳を個々の農作物等に割り当てて、基準値が設定されておりまして、基準値をちょっとでもオーバーしたものは直ちに命につながるということではございませんで、前の説明でも申し上げましたとおり、ADI の基本は慢性毒性、その量をずっと食べ続けた場合に影響が出るかどうかというところでの判断になっております。

このスライドで、上に書いてあります平均的に食べる 1 日当たりの農畜水産物中に含まれると推定される残留農薬の合計が、ADI の 80%を超えないように基準値を設定いたします。それから、1 日当たりの各農畜水産物摂取量を考慮いたしますが、先ほど申し上げましたように、幼小児、妊婦、高齢者も考慮して、80%を超えないように設定しています。農畜水産物中の残留農薬の実態調査も、先ほどご説明したとおり、やっております。

ここで1つ新しい言葉が出てまいりましたが、「急性参照用量 (Acute Reference Dose)」も念頭に置きつつ、こういったものをとらえていく必要があります。有機リン系の農薬等でメタミドホス等、新聞紙上で採り上げられたものもございますが、ADI と Acute

Reference Dose、例えばメタミドホスの場合ですと、米国で設定されている ADI に相当するものは Reference Dose という別の言葉になっていますけれども、これが 0.0003mg/kg 体重/日という値に対しまして、Acute Reference Dose はそれを 10 倍した 0.003mg/kg 体重/日です。Acute Reference Dose は、経口摂取して 24 時間以内に何らかの健康影響が出ない一番大きな値と推定される量として出されているもので、いわば急性毒性の指標となるような数値です。基準値は、それを一生食べ続けたときに毒性が出る量から求めた量として、物にもよりますけれども、これよりも約 5～10 倍低い量で設定されております。

1 回だけ食べて毒性が出るかどうかは、例えば、メタミドホスの場合、Reference Dose のさらに 5～10 倍高い量を超えているかどうか。もし超えていれば急性毒性が 24 時間以内に出ますので、それは危険だということになりますし、わずかにしか超えていないような場合は、それを一生食べ続けられない限り健康影響が出ないということで、その部分については直ちに危険だという量ではございませんので、違反があった場合に、基準値をどの程度超えているかというところも含めて判断していかないといけないと思います。

ですから、基準値を超えたものが直ちに危険かどうかということにつきましては、一定量の食品を食べた場合に急性毒性の出るレベルまで非常に高濃度で残留しているのか、それとも慢性毒性の指標たる ADI をちょっとだけ超えているのかといったことにもよりますし、食品の摂取量、どれだけ量を食べるかということ、さまざまなことを勘案して判断すべきです。

以上です。

○阿南 残留基準値を超えたものは、基本的には流通はしない仕組みになっているということですね。しかしながら、後から基準値を超えていたということがわかるという状態は、やっぱり非常に不安になるわけですね。ですから、情報の伝え方というのですか、その程度に応じて発信するメッセージを変えていくわけですが、自治体では、須野原さんのところはどのようにされていますか。

○須野原 (パワーポイント 92)

うちの県では、マスコミに提供するとき、クラス分類という形で情報を付して、わかりやすく提供する形にしております。

先ほど来のお話でおわかりのとおり、基準を超えたからすぐ健康に影響が出る場所で基準が決まっているわけではなくて、食品の場合は、かなりの安全率が見込まれて設定され

ているというのはご理解していただけたと思うのですけれども、違反は違反として厳格に処置していかなくてはならない。

ともかく健康への影響については、当初、報道されると、基準の何倍とかというのが非常に大きく表面に出て、県民の方の不安も大きかったということもありまして、クラス分類をさせていただいております。クラス1からクラス3ということで、基本的には、私ども県はリスク評価をする機関ではございませんので、食品安全委員会とか厚生労働省のほうからいただいたデータを参考に、クラス1、クラス2、クラス3に分けているということです。

クラス1は、難しく書いてありますけれども、簡単にいうと、病気になったり、場合によると死に至るようなケースという形になるかと思えます。クラス2は、健康に多少影響は出るけれども、深刻になるようなケースではない。3は、体への影響はほとんどないという形で、このクラス分類を付した上で発表します。

(パワーポイント 93)

これはプレスの例ですけれども、直売所から購入した「〇〇〇」からと、この辺はちょっと略させてもらっておりますが、この場合、アセフェートが検出されたケースです。ここでクラス3という形にさせていただいて、食品安全委員会や厚生労働省からの情報をベースに説明書きを書かせていただいた上で投げているという状況です。

マスコミのほうも、最初のころは何倍という形で非常に踊っていたケースが多かったのですけれども、最近では、健康への影響も最後のほうでしっかり書いていただけるような傾向になってきたかと思えます。

ただ、食品は広域に流通しておりますので、県民だけが理解が進んでも、全国的に同じ視点で対応していただかないと温度差が出てしまうという状況はあるかなと思えます。

これだけ書いて、これは対象作物だけを食べて続けてもということですが、会場の中には、アセフェートは非常に汎用性にすぐれた農薬なので、この食べ物だけでないところからも当然摂取しているから、一概にこのようにいえないのではないかという方もいらっしゃると思うのですけれども、先ほどの厚生労働省のマーケットバスケット方式等による農薬の摂取量から見ますと、アセフェートはADIの1%未満というようないろんな研究データも出ておりまして、通常ほかの食べ物からの摂取量は無視できるという状況にあるかと思えますので、この説明書きは妥当だと考えております。

また、最近では、急性毒性のことも非常に話題になりますので、急性参照用量のほうも考

慮しながら、このクラス分類をさせていただいております。全部にクラス分類できるわけではないので、データが足りなくてクラス分類ができない場合は、こういう説明書きをできるだけ丁寧に書いて、マスコミのほうへ提供するという形で取り組んでおります。

以上です。

○阿南 もう1つ前のスライドに戻っていただけますか。このクラス分類をして、消費者にとっては、確かにクラスを分けてくださって……。

○須野原 消費者というよりは、対マスコミです。消費者のところには、今回のケースはクラス1、クラス2、クラス3でしたというのは、記事には書かれませんが、マスコミはこれでクラス3という状況で受け取ったときには、対応について、以前よりセンセーショナルな対応ということではなくて、状況をよく聞いた上で記事にしてくれるという傾向は見てきたというところではあります。

○阿南 でも、例えばクラス1、クラス2だったら、食べた方はすぐに病院へ行きなさいとか、届け出てくださいとか、消費者としては非常に有効な情報になると思うのですが、マスコミだけでなく、消費者に対して、自治体としてそういう情報提供するということは考えられないのですか。

○須野原 それはホームページに載せるときには、このクラス分類をつけた上で載っております。当然クラス1、クラス2では、別な方法をとって周知しなくてはならないのですが、1つ1つの事例を、これはクラス3ですからということで、個々の県民の方へアピールするという形にはならなくて、一番のアピールの仕方は報道機関という形になりますので、報道機関に対して、まずそういう形で出した上で、ホームページ等での情報提供では、当然このクラス分類をつけた上で説明しております。また、クラス分類とはどういうものかということも、ホームページで詳しく説明をさせていただいております。

○阿南 ありがとうございます。

では、時間も押してきておりますけれども、後半のお話について、会場の皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思っております。先ほどと同じように、差し支えない範囲でお名前とご所属をお聞かせいただいた上で、ご意見をお願いしたいと思います。質問7から始めましたので、質問の7、8、9の部分について説明されたのだけれども、この辺がもう少し聞きたいということに限って質問を受けたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○参加者 (男性)

茨城 JA の澁谷様、200 項目の農薬を検査しているということなのではありますけれども、茨城

農協では200種類の農薬しか使っていないとおっしゃる意味ですか。もし200以上使っているのであれば、検査していない農薬についてはどのように対応されるつもりなのか、ちょっとご意見をお聞きしたいと思います。

○阿南 もうお1人くらい、はい、どうぞ。

○参加者（女性） お話ありがとうございました。主婦連合会の**と申します。

農薬を否定するものではありませんので、ただ、今のお話の中では、安全性評価が十分にされた上で残留農薬の評価をされていてというようなお話で、ずっとお話が続いていたのです。そもそも農薬全体が人体には影響ないという評価では来ていると思うのですが、別の法律、化審法ですが、生態系への影響も入れてきているのですね。そこには農薬取締法は直接は入っておりませんが、生態系への影響、先ほどミツバチの話もありましたけれども、リスク評価をしながら見直していく観点からいけば、農薬自体も、すべての安全性評価がどの程度できているかというのは、疑問な部分もあるのではないかと考えています。

もう1つは、作物の残留試験の例数ですね。今まで日本では2例しかしてきていなかったわけです。国際的には8例以上でやってきている。2例だと、平均値で出せば、低いほうにつくか高いほうに行くかで全然違ってきますね。だから、そのところをきちっと評価していて、残留性試験をきちっとやっていますといわないと、やっぱりそれは科学的ではないと思います。

以上です。

○阿南 これでよろしいでしょうか。

○参加者（男性） ポジティブリストを発行されたときに、1000軒の農家の人を直撃インタビューしたのです。そうしたら、0.001まで残留オーケーと書いてあって、これを見て農家の人は何と答えられたか。「農薬もまだ使えるんじゃないの」。これをどうとらえるかを、まず議論してほしいですよ。だから、今日の基準値はあくまでも基準値で、じゃ、あなた、その基準値を毎日飲んでごらんくださいということを体験した人があったら、発表してほしいです。

それから、平成17年から法律が変わってしているのですが、過去50年、農薬使いほうだい、やりたいほうだい、検査なし、自然農法、有機農法をやっている農家の人を63年間、村八分にした行政をどうとらえるか。この辺も議論の中に入れないと、この3年ぐらいの中でいろいろ議論して、法律ができたから動いています？ うそこけだよ。堪忍してほ

しい。そういう議論だったら要らないですよ。

以上です。

○阿南 では、今3つ質問とご意見が出されていますが、最後の方については、基準値の設定のところ、スライドで出されました質問に説明された部分だけで答えさせていただきたいと思いますが、時間があれば答えたいと思います。

では、茨城JAへの質問について、澁谷さん、お願いします。

○澁谷 ご質問に対してお答えをしたいと思います。

ご質問された内容はもっともだと思います。当然成分が多くある中で、この200を限定しているというその趣旨、内容はどういうところに根拠があるのかということだったのですけれども、これに関しては、茨城県で生産をされている農作物の調査とあわせまして、そこで使っている農薬の全検査をした結果があります。当然そこで使われている農薬に含まれている成分を中心に調べるという前提に立って、この200成分を検体として設定してきた経緯があります。これに関しては、県の行政関係も含めて、そういうところで打ち合わせをさせていただいた中で、私も、直接技術部の人間ではないのですが、茨城で使っている農薬に関しては、ほとんどの成分が抽出できるであろうということです。

ただ、問題は今後、新しい機械のバージョンアップで、成分数を200以上にふやす努力をしているのです。というのは、茨城でもちょっと事故がございまして、先ほどから出ている使用農薬ではなくて、既に失効して土壤中に残留している農薬を吸い上げている例もあるということもありまして、そういうものもやはり食の安全性の中では、出荷をとめる大きな要因になるだろうということで、今、機械のバージョンアップをしている最中がございまして、半年ぐらいかかると私は説明を受けていますが、将来は350近い検体検査もできるというふうに話を伺っております。

以上です。

○山下 ありがとうございます。

○阿南 では、堀部さん、お願いします。

○堀部 まず、作物残留性試験の例数についてというちょっと細かいところのお話だったのですが、先ほど**さんおっしゃったように、今、我が国は2例の作物残留性検査で残留性の評価をしております。農薬というのは、先ほどから多分皆さん共通で認識をいただいていると思うのですが、環境中に使われるものですので、常に方法、規制なりをきちっと見直していかなければならないということの一環で、今、農薬行政に関する

懇談会をやっておりまして、その中で作物残留試験の例数についても、関係者の皆様方と、例えばもっと統計的に処理をしなければならないのではないかという問題意識を持って、見直しをかけているところです。将来的には、国際的な基準に合わせられるような水準まで持っていけるように、今、関係者の皆さんと鋭意議論をさせていただいているところですので、日本のものが海外のものに合ってくるために、もう少し時間をいただければと思っております。

それから、生態系への影響に関しては、幾つかの検査の中でも含まれておりますけれども、実はきょう、環境省の農薬環境管理室長が来ておられますので、せっかくなので環境省の室長のほうから、一言コメントをいただければと思います。

○大友 環境省農薬環境管理室長の大友と申します。本日はオブザーバーで来ていたのですが、質問がありましたのでお答えさせていただきます。

農水省の 11 枚目のスライドのほうで実は若干触れたのですが、農薬の登録の際の検査項目の中に、水産動植物等有用動植物への影響という中で、実は環境省のほうで定めた水産動植物に関する水質基準がございまして、通常、農薬を散布して川とか水に流れていったときに、例えばミジンコだとか、魚のフナだとか、植物である藻類、このような微生物とか魚が死なないという基準を農薬ごとにつくりまして、それをオーバーするようであれば農薬の登録はしないという制度を持っております。そういう意味で、先ほどちょっとご指摘がありましたが、化審法よりも厳しく、農薬の登録の際にはそれぞれ見ているという状況でございます。

以上でございます。

○阿南 ありがとうございます。

では、時間の関係で十分に深められないところもございましたけれども、以上とさせていただきます。

本日は、パネルディスカッション、大変ありがとうございました。(拍手)

○司会 壇上の皆様にもう一度拍手をお願いします。ありがとうございました。

壇上の皆様、そのままいただけますでしょうか。

今日は、急遽、野田大臣がこの会場にお見えだという情報が入っておるのですが、大臣、おられますでしょうか。——ありがとうございます。

せっかくおいでになっていらっしゃるの、最後にご感想も含めて、ごあいさつなどい

ただければと思うのですけれども、よろしく申し上げます。

○野田食品安全担当大臣 皆様、こんにちは。今ご紹介いただきました食品安全の担当大臣を務めさせていただいている野田聖子と申します。

今日は、食品安全委員会と消費者団体の皆さんとの共催による初めての試みのリスクコミュニケーションの場が開かれるということで、実は後ろの方で、皆さんのやり取りを先程から聞かせていただきました。最初から伺うと伝えてしまうと、皆さん何となくかしこまって、思い切ったことを仰ることができないのではないかという思いもありましたので、後半ずっと皆さんのいろいろなプレゼンテーション、それに対する意見交換を聞かせていただいたところです。

私は大臣になってまだ3カ月ぐらいですけれども、とにかく様々な食の不安がこの国を脅かしている訳であります。これは国内で起きていることもあるし、海外からのものもあります。事件性のものもあれば、事故のものもあります。さらには、製造過程と考えられるもの、または流通過程で考えられるもの、購入後とも考えられるもの、様々なタイプの食の不安、安全性への脅威が発生する中で、平成15年に施行された食品安全基本法に基づいて、食品安全委員会が科学的知見に基づいたリスク評価をする、それは安全ということである訳ですけれども、100%というのはこの世に存在いたしません。消費活動をしている消費者の皆さんに、そういうものをしっかりと受けとめてもらえるような舞台として、リスクコミュニケーションという場があるのだと思います。

ただ、私自身も大臣になってから、リスクコミュニケーション、片仮名ゆえに分かりづらく、一体何をここで成し得ることができるかということが分からずじまいで、そうであるならば、今日は直接お邪魔して、リスクコミュニケーションの醸成の場を皆さんと一緒に分かち合いたいなと思って参りました。

一言申し上げると、レベルが非常に高いと感じました。今日は事業者の方、または生産者、さらにはそれぞれ専門の方がいらっしゃいますが、日本の国の消費者を相手にいろんなことをするときが一番わかっていたいただきたいのは、実は消費者教育を受けている人はこの国にはほとんどいないことです。実際に学校現場で家庭科なり生活の教科の中に消費者教育というのが入って、初めて学校で教わった人は、29歳以下の人たちなのです。ですから、ここにいらっしゃる30歳以上の方は、多くの国民は、この国の公的な機関で消費者教育を受けていない訳ですね。このような中で、今、消費者を取り巻く様々な環境が激変する中で、消費者の自己責任を求めるには、先進国であるこの国が残念ながら消費者教育

を非常に怠ってきたから、リスクコミュニケーションを通じて、しっかりとした基盤を持たない消費者に対して、食の安全を親切に伝えていかなければならないことが急務だと思います。

そのような意味で、今日は非常にレベルの高い皆様方のリスクコミュニケーションを聞きましたけれども、私たちは、これを1億数千万の、ADI もわからないような9割方の人たちに対して、この場で議論されたことを伝えていかなければならないという大変厳しいミッションを持っています。このことを踏まえて、リスクコミュニケーションの場が様々な形で展開されて、1人でも多くの国民の消費活動の一助になることを心からお願い申し上げます。

今日はこっそり入ってきてすみませんでした。本当に実りある皆様の活動を目の当たりにして、私もうかうかしてられないなという気持ちで一杯でございます。

どうか皆さんにはこのようなリスクコミュニケーションにどんどん積極的に参加していただきまして、より多くの国民が安心して消費活動ができるよう、誇りある先進国をつくるプレイヤーとしてご活躍いただけますことを心からお願い申し上げます。私からの感想並びに感謝の気持ちを、ご挨拶と代えさせていただきます。

今日は、皆さん、どうもありがとうございました。お疲れさまでした。(拍手)

○司会 野田大臣、ありがとうございました。急遽ご指名してしまいましたが、本当にありがとうございました。

混乱を避けるために、まず大臣ご退席ということで、ご協力をお願いいたします。

それでは、ちょうど時間に閉会ができることになりました。アンケートが入っておりますので、ぜひご協力をお願いいたします。

今日はどうもありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

午後4時33分 閉会